

令和3年白老町議会定例会9月会議会議録（第5号）

令和3年9月17日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時09分

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 第 5 議案第 2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 3号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 9 議案第 7号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 議案第 8号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について
- 第12 報告第 8号 教育行政事業執行状況報告書（令和2年度対象）の提出について
- 第13 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
 - 認定第 1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - （1）令和2年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - （2）令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （3）令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - （4）令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - （5）令和2年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （6）令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - （7）令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第 2号 令和2年度白老町水道事業会計決算認定について
 - 認定第 3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 認定第 4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算認定について
 - 報告第 1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第 2号 令和2年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

- 報告第 3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第14 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第15 意見書案第6号 出産育児一時金の増額を求める意見書（案）
- 第16 意見書案第7号 加齢性難聴者への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）
- 第17 意見書案第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 第18 意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
- 第19 常任委員会所管事務調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第20 政策研究会の中間報告について
（人口減少に対応する政策研究会）
- 第21 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）
- 第22 閉会について

○会議に付した事件

- 議案第 5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 3号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 議案第 6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 7号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 8号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 8号 教育行政事業執行状況報告書（令和2年度対象）の提出について
特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
- 認定第 1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- （1）令和2年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - （2）令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （3）令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

- (4) 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
(5) 令和2年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
(6) 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
(7) 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 2号 令和2年度白老町水道事業会計決算認定について
認定第 3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算認定について
報告第 1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
報告第 2号 令和2年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
報告第 3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出
について
報告第 4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
承認第 1号 議員の派遣承認について
意見書案第6号 出産育児一時金の増額を求める意見書(案)
意見書案第7号 加齢性難聴者への補聴器購入のための国の助成を求める意見書(案)
意見書案第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
(案)
意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)
常任委員会所管事務調査の報告について
(総務文教常任委員会)
(産業厚生常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
政策研究会の中間報告について
(人口減少に対応する政策研究会)
-

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |
-

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

3番 佐藤雄大君
5番 西田祐子君

4番 貳又聖規君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	竹田敏雄君
教育	長	安藤尚志君
企画財政課	長	大塩英男君
政策推進課	長	富川英孝君
産業経済課	長	工藤智寿君
町民課	長	久保雅計君
税務課	長	本間弘樹君
建設課	長	舛田紀和君
健康福祉課	長	下河勇生君
高齢者介護課	長	山本康正君
子育て支援課	長	渡邊博子君
学校教育課	長	鈴木徳子君
消防	長	早弓格君
病院事務	長	村上弘光君
代表監査委員		菅原道幸君
政策推進課参事		伊藤信幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	本間力君
主査		八木橋直紀君
書記		神綾香君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員、5番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第7号及び議案第8号の人事に係る議案2件について、古俣副町長から説明があり、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

富川政策推進課長。

- 政策推進課長（富川英孝君） 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
令和3年9月3日提出。白老町長。

議5-3をお開きください。附則でございます。この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議5-4をお開きください。議案説明でございます。本町の地域公共交通は、地域循環バス、デマンドバス及び交流促進バスの3種類を運行しておりますが、今後これらの有機的な運行体系の構築と利用者の利便性向上や利用促進に向けた定期乗車券の設定など、地域公共交通の総合的かつ包括的な運用を図り、さらなる地域住民の福祉の向上に資することを目的に、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町自家用有償旅客運送条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>白老町自家用有償旅客運送条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町民の生活交通手段を確保し、町民の福祉の増進に資するとともに、地域と来訪者との交流の促進に伴う地域の活性化を図るため、白老町が行う<u>自家用有償旅客運送</u>(以下「<u>旅客運送</u>」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>旅客運送</u>」とは、<u>町が道路運送法</u>(昭和26年法律第183号)第78条第2号及び第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う<u>自家用有償旅客運送事業</u>で、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>デマンドバス</u> <u>一定の区域</u>を定めて利用希望者の予約に応じて運行するものをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>白老町地域公共交通運行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町民の生活交通手段を確保し、町民の福祉の増進に資するとともに、地域と来訪者との交流の促進に伴う地域の活性化を図るため、白老町が<u>主体性を持って行う地域公共交通</u>(以下「<u>地域公共交通</u>」という。)の運行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>地域公共交通</u>」とは、<u>道路運送法</u>(昭和26年法律第183号。以下「<u>法</u>」という。)の規定に基づき、国土交通大臣の許可又は登録を受けて行う運送事業で、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>地域循環バス</u> <u>法第4条の規定による国土交通大臣の許可を受けた一般旅客自動車運送事業者が、町の委託を受け、町内ほぼ全域に路線及び停留所を定めて定期的に運行するものをいう。</u></p>

(2) 交流促進バス 白老駅を中心とする
運行路線及び停留所を定めて定期的に運
行するものをいう。

(運行路線等)

第3条 旅客運送の運行路線及びその区
域は、国土交通大臣の登録を受けた路線
及び区域とし、規則で定める。

2 旅客運送の運行回数、運行日及び停留
所その他運行内容については、規則で定
める。

(使用料)

第5条 旅客運送を利用しようとする者
(以下「利用者」という。)は、別表に
定める使用料(以下「運賃」という。)
を納付しなければならない。

(運賃の還付)

第6条 略

(2) デマンドバス 法第78条第2号
及び第79条の規定により、町が国土
交通大臣の登録を受けて行う自家用
有償旅客運送事業で、一定の区域を定
めて利用希望者の予約に応じて運行
するものをいう。

(3) 交流促進バス 法第78条第2号
及び第79条の規定により、町が国土
交通大臣の登録を受けて行う自家用
有償旅客運送事業で、白老駅を中心と
する運行路線及び停留所を定めて定
期的に運行するものをいう。

(運行路線等)

第3条 地域公共交通の運行路線及びそ
の区域は、国土交通大臣の許可又は登録
を受けた路線及び区域とし、規則で定め
る。

2 地域公共交通の運行回数、運行日及び
停留所その他運行内容については、規則
で定める。

(使用料)

第5条 地域公共交通を利用しようとし
る者(以下「利用者」という。)は、別
表に定める使用料(以下「運賃」という。)
を納付しなければならない。

2 地域循環バスに係る運賃(定期乗車券
を除く。)については、町の委託を受け
た一般旅客自動車運送事業者の収入と
して收受させるものとする。

(運賃の減免)

第6条 町長は、特に必要があると認めた
ときは、運賃を減免することができる。

(運賃の還付)

第7条 略

(利用者の責務)

第7条 利用者は、乗務員が旅客運送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わなければならない。

(乗車の制限)

第8条 略

(1)～(4) 略

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、旅客運送に供する機材若しくはその附帯施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(委託)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、旅客運送に関する業務を委託することができる。

(委任)

第11条 略

別表（第5条関係）

区分		運賃
1 デマンドバス	一般（高校生を含む）	200円
	小学生及び中学生	100円
	未就学児	無料
2 交流促進バス	一般（高校生を含む）	100円
	小学生及び中学生	50円
	未就学児	無料

(利用者の責務)

第8条 利用者は、乗務員が地域公共交通の安全確保又は車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わなければならない。

(乗車の制限)

第9条 略

(1)～(4) 略

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、地域公共交通に供する機材若しくはその附帯施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(委託)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、地域公共交通に関する業務を委託することができる。

(委任)

第12条 略

別表（第5条関係）

区分		運賃
1 地域循環バス	一般（高校生を含む）	100円
	小学生及び中学生	50円
	未就学児	無料
	定期乗車券（1ヵ月）	10回利用相当額
2 デマンドバス	一般（高校生を含む）	200円
	小学生及び中学生	100円
	未就学児	無料
	定期乗車券（1ヵ月）	10回利用相当額
3 交流促進バス	一般（高校生を含む）	100円

	小学生及び中学生	50円
	未就学児	無料
	1日乗車券	2回利用相 当額
	定期乗車券(1ヵ月)	10回利用相 当額

備考 定期乗車券については、記載の運賃を上限額とし、その範囲内において、各区分相互又は全ての組み合わせや複数月分等の発行を行えるものとする。その内容等については規則で定める。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議1-1をお開きください。議案第1号であります。令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,820万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,323万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月3日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番(貳又聖規君) 4番、貳又でございます。私からは15ページ、町有地分筆測量業務委託料についてであります。

こちらは、旧給食センター跡地を分譲するための測量費との説明がありました。そしてまた、まちの歳入確保のためとの説明もいただいたところであります。そこで、質問であります。まず1つ目、該当土地の面積について、2点目、分譲の目的について、3点目、用途について、4点目、補正予算で計上しなければならないほどの緊急性の理由について、そして5点目が全町を見渡すと、ほかにもまちの所有する未処理土地があるにもかかわらず、この土地を優先した理由についてお伺いいたします。

○議長(松田謙吾君) 大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 5点ほどのご質問をいただきました。

まず、1つ目のここの該当土地の面積というご質問でございます。今回測量する土地につきましては2筆ございまして、1筆が末広町1丁目622の1122ということで、こちらの面積が1,803平米でございます。その南側の同じく末広町1丁目622の684、こちらが2,420平米と。合わせまして4,223.63平米となっております。ただし、ここの土地は道路用地が入っているものですから、今後補正予算を通していただいて測量した後に道路用地と行政財産と普通財産を分けるという作業に入ってまいりますので、この面積については売却する面積としては若干減るような想定をしているところでございます。

2番目の分譲の目的といいますか、こちらにつきましてはもともと町有地ということですので、町のまちづくり、活性化に資する土地に活用していただきたいといいますか、活用するというような観点から、こちらを売却するというような目的を持ってございます。

3番目の用途につきましては、こちらは議案説明会の中で私からご説明させていただいたのですけれども、現状としては広くいろいろな形で活用していただきたいというような観点から、特に用途を制限して売り払うという考えは持っておりません。それで、こちらは都市計画の用

途地域でいきますと準工業地域という指定になっておりまして、この準工業地域につきましては特に何か建物を建てては駄目だという制限がないというようなことから、例えば住宅であったり、もちろん店舗であったり、いろいろ活用できるというようなことから、現時点の考えとしてはいろいろと活用していただく、門戸を広げるというような観点から、用途の制限はしていないという現状でございます。

それと、4点目になぜ補正予算がこの時期かというようなご質問をいただきました。それで、御存じのとおり給食センターは昨年度建物を解体して、それからこの土地の有効活用について庁舎内の中でいろいろと議論をして、それで町としては今後町の公共施設として活用するというような考え方がないということで、そういった議論の中で当初予算には間に合わなかったというような現状でございます。それと、もう一点は、実はこの土地については買いたいという問合せが実は来ておりまして、そういうような観点からも、今後きちんと土地を売っていくというようなときには、先ほど申しましたとおり、道路用地を含む本件土地をきちんと整理するというようなことと、売っていく価格をきちんと設定したいというようなことから、今回補正予算として計上させていただいたというところでございます。

それと、5点目がこの土地をなぜ優先したかということでございます。それで、若干今のお話と重複する部分はあるかと思うのですが、町有地がいろいろございます。それで、今回補正予算を計上させていただいたのですけれども、やはり土地を売っていくためにはそれなりのお金がかかると言ったらおかしいのですけれども、売るための経費がかかるということで、ある程度ニーズがあるということでこちらがキャッチした中でその土地を売っていくというような考えに基づいて、今回は問合せもあったというようなことを含めてこの土地を売却するという考えに立ったというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 私のほうからただいま道路の部分のお話がありましたので、一応図面の机上の上での現在末広1丁目通りというのがその土地の一部入ってございます。机上上、道路としての面積が両筆合わせまして約1,300平米ほど道路区域の中に入ってくるという想定であります。これは今後正規な測量をして最終的な面積を出さなければいけないのですが、そうしますと2筆分の道路区域の部分を差し引きますと、大体概数ではございますが、2,900から3,000平米以内の面積が分筆された後、その部分が旧給食センターの部分として残るであろうという数字で押さえてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず、土地の面積が合計4,200平米ということは、これは議決事項にはならないですね、5,000平米以下ですから。議決事項にはならないということです。そして、分譲の目的についてはまちの活性化に活用するということですね。分かりました。そして、用途は幅広くというようなことになります。準工業地域であっても幅広い活用の方策を練っていくというようなことでありました。そこで、旧給食センター跡地はウポポイ開設、それからまちとしての駅北商業開発地区、道道幹線沿いの一角を占めている。この土地

は、付加価値とまちにとっての生産性が高い。そして、駅北地区の一等地に値する土地であります。当然これは公共的な土地利用としての利用価値の高い土地であります。公共的な土地利用の活用の利用価値が高い。よろしいですか。と考えます。その中で、先ほどのご答弁でいくと公共施設の見込みはないという答弁もありました。まずそこで、1つ確認であります、この土地については公共的な利活用はないと、しないという政策決定をしたということでありませぬ。その確認です。1点目。

そしてまた、今度は作業的な問題です。スケジュール的な問題。当然これは測量するとなるのであれば目的がある。その目的は、担当課長からも申されたように、今いろんな民間からも問合せがあるから、そこを幅広く受け止めながらまちの活性化に資するものである、そういう目的ですね。であれば、そこに向かい、手順としては今度はまちが売るための作業、入札、公募なのか分かりませんが、そういう形で進めるということになります。当然この補正予算で緊急的に計上したわけでありませぬから、予算計上し、測量をし、公募なり入札をして売払いをするという過程になりますが、そのスケジュール感、どのようなスケジュール感を持っていらっしゃるか。

そして、3つ目です。どのような政策過程を経たのか。課長のご答弁でありますと庁内協議というお話がありました。その中であって、では町有地であるウポポイ職員の皆さんが使っている駐車場の土地との整合性、それから都市計画としての位置づけ、さらに地域一帯の土地利用計画などはされたのか。庁内協議ではなくてどのような政策過程を経たのか、もう一度その部分をお伺いいたします。

それから、この土地は非常に重要なものでありますから、商工会ですとかそういった関係機関とのお声はどのように吸い上げて話合いをしたのか。これは庁内協議という中でいくと、まちが一方向的に考えたというようなもので、断じてそれはあり得ない話だと私は思いますので、そういったところをお聞きいたします。

そして、もう一つ、この土地、給食センターの隣接地には民間土地所有者の方の土地があるわけですね。その中で、ではこの土地所有者の方とのお話合いです。私もついこの間まで役場職員でもありましたから、将来のまちづくりを考えた中で駅北のこの拠点整備、これは大変重要なものになっています。その根本にあるのが民間土地を管理されている方との協議です。ここがきちんとされているのか。その上で、では一つ一つ、これからの将来を見据えたときの心配事として懸念されることとして私は今思っているのですけれども、今給食センター跡地は民間の方々に売払いを考える。ですと、では現状で民間の土地の所有者が所有地、すなわち大浦木材の土地が民間同士の話合いによってどこかが来るという場合も、これは私は考えられるのかと。町としては公共的なこの土地利用はないという判断を下すわけですから、民間同士の話合いによってそういう可能性もあるわけですね。ですから、そこがきちんと話合いをされていると私は思いますので、それであればその可能性、民間同士の売払いの可能性についてまちは口が出せる部分と出せない部分があります。出せる部分というのはそういう都市計画法上の問題だとかそういったことです。けれども、その部分でその可能性、私はゼロで

はないと思いますが、その部分について併せてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） そうしましたら、私のほうから2点目にございました今後のスケジュールという点でご答弁させていただきます。

貳又議員ご指摘のとおり、今後のスケジュールということで公募して入札をかけてということになってくるのですが、まず今回補正予算で測量、そして価格の決定ということですので、まず測量をお願いするというので、この測量につきましてもある程度の期間はかかってくるかなということ。それと、これは専門家のほうに価格を決定するというので鑑定の依頼をかけるということで、この辺の期間として、本当に今の感覚というか、期間としては2か月ぐらいかかるかと捉えております。そして、その後実際に公募をかけまして、これもある程度公募の周知期間が必要になってくるというようなことで公募をかけて、そして入札をして、そして最終的に売却の相手方を決定するということになりまして、やはり3か月なり4か月ぐらいはかかるかということをご想定しております。それで、先ほどの補正予算の何で今のこの時期だというご説明とちょっと重複するのですけれども、土地を売却していくためにはある程度の期間が必要だということなものですから、そういった期間も逆算して、今回実際に売っていくためにはある程度期間がかかるという観点も含めて今回補正予算を計上させていただいたという内容でございます。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 私のほうから政策という部分でこういう方向にしましたということの説明をさせていただきたいと思います。

まず、何点かある中でまとまって答える部分もあると思いますけれども、政策としての考え方、それから土地所有者との協議、ここの部分でお答えしていきたいと思います。まず、議員が話されたことにつきましては、内部会議、経営調整会議の中で公共施設の利用としてどういったことが考えられるのかという話をさせていただきました。その中で公共施設として活用できないかという議論もありまして、ただその面積が、先ほどありましたけれども、約3,000平米ほどなのです。そして、形が三角形でありよくないということで隣接する土地の所有者とこれは協議をさせてもらいました。土地の交換だとか買取りも含めた中でお話をさせてもらいました。結果なのですけれども、その両方とも調わなかったということがあります。交換もしないですし、売るということもできませんと隣接者の方から回答はいただきました。それで、そういう状況になったのですから、その面積の中では公共施設的なものは難しいだろうという判断をさせてもらいました。あわせて、給食センターの解体のときに説明はさせていただいていましたけれども、売却という方向で進めていきたいと考えて今回こういったような補正予算を提出させていただいたということでございます。

それから、民間同士の関係です。議員が言われるように、ゼロではないということでした。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副町長（竹田敏雄君） それは分かりません。それで、仮に民間同士であった場合に町が何

をしていけるのかということ、関係する法令に基づいた中ということになると思います。あくまでも民間同士ですから、町がどうこうという部分ではないと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 私は役場職員に入らせていただいたのは平成2年です。当時見野町長、作田助役の下でいろいろ学ばさせていただきました。その年代の多くは今課長職を任されている段階です。私は、町職員を29年間やる中で特に作田助役の背中を見させていただいたのは、弱き者、人のためにやる取組であります。その中に将来の先見を持って進めてまいった。ということは何かということ、まちの将来に係る課題、それに体を張って懸命に立ち向かっていかれた、そういう姿を私たちは見させていただいてきたわけであります。まちのこれからの、では20年後、その先のことを考えたときには、駅北のこの土地というのはまちにとっての生命線であります。これがどうなるかどうか。私は、この給食センター跡地の3,000平米のその土地のことだけを言っているわけではないのです。まちの将来としてはきちんと、では今の土地所有者の方とお話をして、それは副町長のお話の中でいくと、なかなかまちの思いと一致しないようなお話でありましたが、ただ本当にそれでいいのかということです。まちの将来を考えたときに、あの土地はまちのこれからの生命線だと私は思っています。それがでは本当に20年、50年後、今の子供たちが大人になって、そういったときに本当にでは都市計画のプランも今策定する、まちの役場庁舎の建設も協議する、そんな段階で、こここそが本当に私はまちにとって重要なものだと思うのです。ですから、この給食センターの跡地は民間の方々に売ります。それはまちの活性化に資するためだと言いますけれども、本当にそれでいいのですかという思いで私は今回質問させていただいたのです。そこの部分についてだけ確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） それでは、そこの考え方をお答えしたいと思います。

駅北につきましては、ウポポイが開設したということもあって前とは全然条件的には違ってきています。ですから、1等地という言い方がどうかというのはありますけれども、昔と比べれば全然違って来たと感じています。ですから、あそこは重要な大事な土地だということは重々承知しております。今回の給食センターについては、先ほどもちよっとお話をさせていただきましたけれども、売却をするという方向性で決めさせていただいています。先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、買いたいという要望もあるという部分も含めてその部分はこういう形で進めさせてもらいたいということです。駅北の部分につきましては、これから都市

計画マスタープランのほうも作成していきますけれども、そういった中で重要な土地という認識の下で取り組んでいきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。私からは19ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について質問いたします。

こちらのコールセンター業務委託料についてなのですけれども、報道等におかれまして日本郵政企業グループが道内の36自治体に対しまして相談電話の対応件数を水増ししていたという報道がありまして、この中にも白老町も含まれていたということがありましたので、この状況、今この水増し報告ってどういう状況になっているのか、まず町のほうからも説明いただきたいと思ったのが1点と、あとこれの影響です。これで実際に電話で受付で町民の方が接種できないなど、そういう何か影響は起きたのか起きていないのか、その辺の状況についても押さえていたらお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 新型コロナウイルスワクチン接種、コールセンターの関係でございます。

こちらは今委託契約しておりまして、内容につきましてはネットでの予約システムの構築やコールセンターの予約の問合せを対応している業務でございます。新聞のほうに出ていた部分でございますが、こちらは電話による町民の受付、相談件数のところが実際に虚偽の報告をしていたというところでございます。少し内容を詳しくお話をさせていただきますと、4月26日から6月28日の集計におきまして本来3,247件が正しい数字だったのですけれども、契約相手先におきましてはそれを4,649件と水増しでこちらのほうに報告をしてきている状況でございます。この影響ですが、契約上単価契約ではないものですから、例えば水増しをされてこちらのほうにその部分を追求されたというところはないところで、契約上の実害はなかったものと現状は捉えております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。単価上の実害はなかったというのは押さえてはいるのですけれども、例えば町民の方から電話がつながりづらかったとか、そういったような相談とかは町のほうに直接来られているのか、町民のほうのコールセンター利用についての影響などが出ていないのかを確認したいのが1点と、また今回コールセンター業務委託料というのが盛り込まれているので、この業務委託というのはまた同じところに業務委託されるのかどうか、今後どこに委託するものなのか、その確認をしたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 当初はワクチン接種ですが、65歳以上の方に4月28日に送付させていただきました。7,000件ほどの接種券を送りましたので、この対応がすぐできるような状況ではなくて、町民の方からはなかなか予約できないというお話は当時ありました。その対応としまして健康福祉課のほうでゴールデンウィークの期間ですけれども、職員総出でこちら

のほうでも対応できるような形を取った経緯がございます。この部分は相談件数を水増ししたということで、実態として例えば7,000件ほどのものを一斉に予約しようとしても、もともとできない部分はあったのかと思っています。当時はいろいろ町民の方よりもなかなかできないということのお問合せはあったということでございます。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） なかなかつながりづらい状況も課のほうで担当されたということで重々尽力されたのだと理解はできるのですが、すみません、あと1点、今後また同じところに委託するのかというところもお伺いしていたので、そここのところの答弁をいただきましたかったのと、それでもし同じところに委託されるのだったら恐らく町のほうもこの対応策、再発防止策などを求めていると思うので、再発防止策というのはどのように返ってきているものなのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） この件に関しましては、相手方の担当者が健康福祉課のほうに来て説明をしてもらいました。その中で改ざんしていたことに対しましては私ども行政としても大変遺憾に思うことはお伝えし、再発防止に努めるよう伝えている状況でございます。最終的な答えというのは現状まだ来ておりません。委託を今後どうするかというのは、不正といいますか、内容につきましては私どもも重く受け止めている状況ですので、現状内部でどうするかというのは検討しながら考えているところです。これもコールセンターですので、簡単に変えられるというところもあるのかどうかも含めながら、更新する前にはそこら辺を考えながら進めていきたいと考えております。

〔「今回160万円の委託先の話答弁していませんよね。それも含めて選択ということなんですか、今の」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 現状委託の考えとしましては、引き続き委託契約を結びたいという中での補正予算の計上でございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 西田でございます。17ページの放課後児童対策事業経費と子ども食堂感染予防対策支援事業と、この2つをお伺いいたします。

まず、放課後児童対策事業経費なのですが、先般の説明では40名から5名増えたので、支援員2名を増やすということになっていきますけれども、決算のときに頂いた資料によりますと、各スポーツ施設とかこういうところに白老第1児童クラブから結構萩野のほうも2月、3月と増えてはいるのです。増えている中で大体予想されて経費を上げていたと思うのですが、それでも足りなくて今回補正を組んでいるわけなのですが、子供たちが増えた理由は何なのでしょう。なぜかといいますと、今後もこういう傾向があるのかどうかというところをお伺いしてみたいと思います。そして、子供たちが増えることによってコロナ感染対策として狭隘化が心配されているのですが、その辺のような対応を考えておられる

のかお伺いします。

それと、子ども食堂の感染症の関係なのですけれども、これは地方創生事業の一環としてパーティションとか感染症の対策とか食材とかと言われていましたけれども、子ども食堂をやられているところは民間の方ですよね。その中で感染症になるのが一番心配だということで今回こうやって予算をつけたと思うのですけれども、その対策をきちんとされているのかどうかということも含めて町としてどういう形での関わり方を持っていかれているのかというのが1つ。

もう一つ、学習の場を設けたいということです。子供たちが食事が終わった後勉強するような、そういう環境もつくっていくということでやっているみたいなのですけれども、複数の方々が出入りするということになってくると非常に大変なのではないかと思うのですけれども、だけれども学習する場を子供たちにきちんと与えていきたいという考え方があるのですけれども、町として今回だけの対応だけなのか、今後どう考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ただいま大きく放課後児童クラブと子ども食堂についてのご質問をいただきました。

まず、放課後児童クラブについてでございますけれども、今回支援員補助を2名増員するというので、その理由として利用する児童が増えているということがまず1つございます。これは、要因として考えられるのは母親等も働く親が増えてきている、そういうことが大きな要因の一つではないかと捉えてございます。当初予算を編成する際に見込んだ人数よりも大幅に増えているような現状がございます。一つのクラブは運営基準の目安というのが40人なのですけれども、それを大きく超えている45名程度の登録児童数がいるということで、当初は30人ほどぐらいの人数を見込んでいたのですけれども、大幅に利用される児童が増えてきているというようなことがございます。

それと、もう一つ支援員補助を増員するという理由で配慮を要する子供の利用ということで、当初専門機関からもいろんな関わり方のアドバイスを受けながら対応はしていただいておりますけれども、より危険な行為を未然に防ぐというような意味もありまして専任の補助員を配置するというようなことで、今回はその増員分の補正とさせていただきます。

コロナ対策ということでございますけれども、基準を超えている一つのクラブについては登録児童が40名を超えるということで、全員が利用する日というのはまずないのですけれども、40人に近い利用をする日もございます。児童クラブは学校の空き教室を活用させていただいているのですけれども、やはり狭くなるということで、40人に近い利用児童がいるときには分散してほかの教室も活用させてもらうということもしてコロナ対策ということをさせていただいております。また、基本的に手洗い、消毒、あと密度回避ということは、それは引き続き徹底して行っているというところでございます。

あと、もう一つ、子ども食堂についてでございますけれども、子ども食堂も引き続き実施し

ていただいております。今は緊急事態宣言中ということで休止はしておりますが、宣言解除後はまた引き続き実施していただくということを考えてございます。こちらのコロナ対策ということでございますけれども、こちらから衛生用品等も、消毒液等も今までも提供したりとかということもございましたけれども、例えばパーティションとかということは提供は今までなかったものですから、そういうのも活用しながら子ども食堂の実施に向けて活用していただきたいというようなことでございます。実際にどのようにやっているかというのは私たちも子ども食堂を見に行ったりとか、あと実際にされている団体からいろんなお話も伺いながら徹底してやっていただいているかどうかというのを確認させていただいているところです。

あと、もう一つ、今後の関わりということで、この子ども食堂については学習支援も行うということで、子供たちの大切な居場所となっていると思います。この活動自体は大切な活動ではございますけれども、もともと有志の方々が始められた活動ということで、その自主的な活動というのは尊重していきたいというところは考えてございます。その中で町もいろんな関わりを持ちながら、情報提供もしながらとかいろいろ話をしながら、より子供たちの安全、安心に過ごせる場所として整備していただければというところで情報共有なども図りながら行っていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 一生懸命やってくださっているというのが今の答弁でよく分かりました。私が今回このところを質問させていただいた一番の理由は、コロナの感染症対策ということでいろいろな施設がほとんど閉鎖されているわけなのです。その中で子供たちがどこで友達と会えばいいのか。ただでさえテレビゲームで自宅で一人でゲームをやっているような現状というのは決していいものではないと思うのです。その中で学校以外の、勉強をしている以外のところといたらこういう児童クラブだとか、それとか子ども食堂とか、少しでも子供たちが友達と集えるような場所を安全に、そしていつでも利用できるような状態にしておくことがとても大事だと思いますので、そういう意味で質問させていただきました。これからもコロナがどの程度になってくるか分からないし、子供も感染するというような現状の中で、ぜひきちんと、いつも開設して、子供たちが安心して通えるような施設にいただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ただいま議員からお話がありましたとおりです。昨年来から続くコロナ禍ということで、子供たちも心身ともに不安を抱えたりストレスを抱えているということも見受けられますので、こういう放課後児童クラブであったりとか子ども食堂を継続して運営していくという必要性は感じてございます。今後も安心、安全に過ごせる場所として町も関わりながら運営していただきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） それでは、3点ほど伺います。

まず、1点目、15ページの町有地の分譲の業務委託についてです。先ほど貳又議員と議論さ

れていまして、土地利用の云々については分かりました。そこで、確認だけしておきたいのですけれども、この土地は駅に近くて土地利用価値は非常に高くして今後も注目される土地かなと、こう思うのですけれども、答弁によってはいずれ公共に供するかどうか議論しますと、それでなければ売却すると、こう答弁がありましたけれども、この用途ですけれども、土地の使い道というのはいろいろ分かれるのです。そこで、確認しますけれども、この用地ですけれども、売却するとした場合、分譲地、宅地、商業地という用途がありますけれども、これは3者の意味合いが違いますけれども、いずれの目的をもって分譲となるのか、そこを整理しておきたいと思います。

そこで、この区域一帯の土地の地積や形状は今測量するというから、全体を把握していると思いますけれども、旧給食センターの土地に隣接している町有地があります。その土地の位置、面積、土地の形状、そして今後の利活用はあるのかどうかということでございます。有効活用するためにもここもきちんと整理をしておかなければいけないと思います。

次に、17ページ、慰霊施設周辺環境整備事業です。これも業務内容について若干説明がありましたけれども、理解できませんので、まず周辺整備の目的と具体的な整備内容及び整備後の土地の利用、それと立木です。森林というのかな、あそこ現地を見てきたらちよぼちよぼではなくて森林と言っていいぐらいの木が伸びていますけれども、森林という言葉を使わせてもらいますけれども、この森林を伐採するときは伐採届が必要だと思いますけれども、この届けの対象となる地域になっているのかどうか。それと、土地の所有者、面積は聞いていますから、いいけれども、立木の量、そして伐採した後の木の処分をどう処分して、多分あれなものですから、売払いがあると思いますけれども、売払収入の帰属はどうなるのかということでございます。

それと、19ページ、コロナのウイルスについて。大分落ち着いてきましたので、ここで事務的というか、今後のありようについてちょっとだけお伺いしておきたいと思います。これまでの接種は順調に進んでいますけれども、接種率も高くなっています。それで、今は国のほうは第3回目の接種云々と言ったりいろいろありまして、白老町もバンクをつくったりして努力していますけれども、今後のワクチン接種のスケジュールと今後のワクチンの確保の見通しについて、これは国か北海道から来なければ分かりませんが、現状として白老町はどういう認識にあるのか。

それと、今日は補正予算が上がっていますから、今後の新型コロナに対応する地方創生臨時交付金、この国の交付金は今後どうなるのか。事業があって出てくるのかどうか、その辺が国のほうから何か来ているかどうか。

それと、新型コロナウイルス対応策として町は6月補正で7事業、9月の補正で1事業となっていますけれども、これは今後国、町としての対策事業、あるいは財源は実際どうなっているのか。財源はどうなっているかということは、国の交付金が未確定です。その中で町の財政調整基金を繰入れして充当していると、こう言っていますけれども、本当に令和3年度で9月までにそういうことがあるのか。使っていれば間違いなく繰入金分は後から国から来るのかど

うか、その辺をきちんと掌握されているのかどうかということです。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、私のほうから、まず財産管理事務経費の今回測量する土地の売却の用途ということでご質問でございました。

前田議員のほうから分譲地か宅地か商業地かというようなお話がございましたが、現時点においては用途を特に限定することなく、広く売却に向けて進めていきたいという考え方でございます。

それと、もう一点、コロナの交付金のご質問がございました。全体を総括している担当として私のほうからお話をさせていただきますと、まず令和3年度の国からの交付金の限度額が1億8,781万6,000円という額になってございます。それで、前田議員からもお話がありましたけれども、これまで事業数として補正予算を計上させていただきまして事業を推進しているところなのですが、現状として使ったお金と申しますか、事業を執行した額が1億2,450万6,000円となっているところでございます。それで、財政調整基金で繰入れしているという部分が365万4,000円ということで、こちらは財政調整基金の部分はきちんと戻ってくるのかというお話だったのですが、こちらは交付金として戻ってくるというような状況、もう交付決定されていますので、これは戻ってくるということになってございます。

それと、もう一点、今後の状況なのですけれども、先ほど私が申しました1億8,700万円の中に事業者支援分ということで1,800万円、これを追加ということで交付されたのですけれども、今後ともということでありまして現時点としては国から何か交付金が出るというような情報は入っていないというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 私のほうからは給食センターとの近接にある町有地という部分のご質問に対してご答弁させていただきます。

駅北の駅裏側には町道がございまして、大浦木材の一带隣接の中の道路の内側という区域の中で考えますと、給食センターから南側の線路に向かって一番角側のほうに建設課のほうで所有しております土地といたしまして約5,100平米ほどの土地を所有してございます。この土地につきましては、当時末広1丁目通りを整備した際に道路隣接の景観部分も含めて芝生広場的な要素で所有を現在もしているところではございますが、ウポポイが開設後、インフォメーションセンターが駅から苫小牧市側のほうに位置しております。その中で遊具の設置ですとかそういったような広場要素がインフォメーション付近にどんどん整備されている状況も踏まえれば、当時の計画から現在までかなり経過年数もありますので、現在にとって広場という観点で

は要素的には大分薄れてきているということですので、今後この用地の部分の在り方についても検討していかなければいけない土地の一つかなとは担当課としては押さえております。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 私のほうからは慰霊施設周辺環境整備のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、事業の目的でございますが、ウポポイの慰霊施設でございますが、こちらはアイヌ民族による尊厳のある慰霊の実現を図るための施設ということで敷地内の墓所に1,610体のアイヌの方々のご遺骨を安置しております。この慰霊施設の中で慰霊行事が行われる施設もございます。その中でアイヌの方々、太陽が昇る東側の方角と空間というのを非常に大切にしております。この慰霊施設敷地の東側の外側に樹木が繁茂している状況にあるということをも明るく広い空間にさせていただきたいというような北海道アイヌ協会からの環境改善についての要望があったということで、今回その環境改善を図るための事業として行うものでございます。内容といたしましては、東側の樹木につきまして伐木を行う、また枝払い等の実施を行いまして広く空間を確保するというような内容となっております。伐採後の土地利用ということにつきまして、今回そういう目的の中で明るく空間を確保するというようなことが今回の土地利用の考え方となっております。

この伐採に関する届出が必要ではないかというようなご質問でございましたが、こちらにつきましては森林法に基づく届出の有無のお話かと思っておりますが、こちらは伐採する箇所は東側が約1,800平米ということで、この対象地域は地域森林計画の対象地域か否かで届出する、しないということが定められておりますので、当該地につきましては地域森林計画の対象森林ではないというような場所でございますので、伐採の届出は必要ないということも確認しております。

それと、今回伐採した樹木の立木量についてのご質問でございましたが、こちらは私現地も出向いて見てまいりました。直径10センチないし20センチ程度の細い木が非常に多いような状況になってございます。立木量で換算いたしますと100平米当たり約20本ぐらいが生えているような状況ということで、大体換算すると360本程度があるかなということで、容量でございますと35立米ぐらいの木材というような状況で確認をさせていただいております。この処分方法と売払いを仮にした際の帰属のお話になりますが、こちらの土地につきましては民間が所有する土地となっております。この土地につきましては、慰霊施設を整備する際に、当然この慰霊施設の敷地につきましては施設整備の当民間から国が買上げて整備をされてきたということになります。その外縁、ここは非常に広い敷地を一つの民間の方が所有をされている土地になってございます。この周辺敷地につきましては、慰霊施設が目的をしっかりと果たせるためということで、これは地元自治体がしっかり役割を担って慰霊施設の目的が達成できるような形で町も地元として貢献をしていかなければならないということで、町がここの民間の空き地から無償で貸付けを受けて管理をさせていただいているという土地になってございますので、この土地に生える立木につきましても、帰属につきましては当然土地の地権者のものになることに

なります。今回の事業実施に当たりまして地権者様ともこの事業実施についてご説明をさせていただいておりますが、今回の事業実施につきましては樹木の引き払いも含めての事業につきまして地権者様のご理解をいただいているということになってございます。立木の処理の在り方につきましては、当然木の中にもアイヌの方々が伝統的に使われてきた樹木も一部存在するということで確認もしておりますので、ここはアイヌの関係団体の意向も確認しながら、併せて地権者様の樹木の処理の考え方含めてしっかり話をしながら適切に処分してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） ワクチンの供給量の関係でございます。

一時期国のほうでワクチンの供給が不足した経緯がございますが、現在におきましては一定程度確保される見込みでございます。

今後のワクチン接種のスケジュールでございますが、今月は集団接種会場が終わるようなことで、10月以降につきましては12月末日をめどに進めたいと考えております。9月9日現在で2回目の接種を終了されている方が70.7%ということで、1回目の方が84.8%、この方が2回目が終われば全体として85%弱の状況に進むかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） まず、町有地の分筆、これは南がある土地の答弁もありましたけれども、それも含めてですけれども、旧給食センターの土地を公用または公共用の施設等に活用するとしたら土地の地形からして土地の高度利用が制限されると思います。あるいは南側の土地ももし公的に何か使うか、町側は売却すると言っていますから、もしそれも含めれば土地の有効性から土地の交換も考えられます。町同士ではないです。民間としても考えられるかも分からない。あくまでその土地ですから。そこから移動するという意味ではないですから。あくまで現地であるということ。この土地の交換できる判断基準ってあるはずなのです。そこで、土地の交換できる判断基準や、それと財産の交換に関して町の条例ではどう制限されているか、そこをお聞きします。

それと、もう一つ、決算委員会で聞けばよかったですけれども、町がこの土地を分譲すると言いましたから、それで分譲の形が分からないと、こう言いましたよね。だから、お聞きしますけれども、町有地の売却をどうするかというポリシーというか、方向性なのです。令和元年度に職員住宅跡地を宅地として測量、分筆して売り出しました。しかし、2年度には道路整備として舗装工事400万円計上したのです。これは未執行で不用額となっているのです。これは言葉は悪いけれども、場当たりというか、ただ空いたから売ればいい、ただ測量すればいい。だけれども、今度は舗装もしない。職員住宅の跡地の取扱い、そして今は旧給食センターが議論になっていますけれども、今は分からない。そうすると、町有地の分譲、宅地分譲、あるいは商業地も入るか、そういう宅地あるいは町の方譲政策は、土地の分譲、売る政策、どうなっていますか。職員住宅の跡地は測量したけれども、道路をつけないで投げっ放し、あと今議論したのは分かりませんと言いながら測量する。どういうことかということをお聞きしておきま

す。

それと、慰霊碑の関係、答弁で理解しましたけれども、ただ気になるのが1点あるのです。その木の切る量とか、あるいは無償で町が土地を借りていると言ったよね。この民有地の立木を用途があったから、この言葉がいいのかどうか分からない、転用目的で伐採します。その費用は公費、町費で行うとして予算計上しているのです。では、底地が民有地であるものに対してある木を地主がいいと言ったから、財政会計というのかな、町費を支出できる根拠はどうなっていますか、これ。大事なところなのです。これは私権が設定されている財産処分に町費を支出して適正なのかどうか。これはきちんとしておかないと後々大変なことになりますよ、これ。監査請求があったり何かいろいろしたら。この辺をきちんと整理をして予算計上しているのかどうかということです。たとえ規模が小さい、大きい別にして私権の財産に手を加えるわけですよ、白老町が。人のものに。契約行為もあると思うけれども、それ以外に財政規定とか何かでどうなっているのかと。これは明確に答弁してもらわないと困りますから。後々残りますから。

そして、コロナの関係です。これは議会でも度々同僚議員からもあったのですけれども、職員は一生懸命やっているのですけれども、コロナワクチン接種対策室を設置して業務を遂行しています。実際は職員の兼務発令なのです。ワクチン接種対策室は、今の状況あるいは大体落ち着いてきましたから、この対策室はいつまで設置する見込みなのか、見通しなのか。そして、具体的に兼務発令で職員の業務の過重はピークに達していないのか。それを見て理事者は業務の省力化の取組は進んでいるのか、人は足りるのか、そういうことに対してどのような人事管理、労務管理を見てこの緊急事態宣言にある状況下で対応しているか。これは多分理事者の答弁になると思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） まず、財産管理、事務経費の土地の交換の判断基準、条例についてのご質問でございました。

それで、公有財産の交換につきましては、地方自治法上、議会の議決をいただくか条例に定めがないと交換できないという規定になっているところがございます。それで、前田議員ご指摘のとおり、本町にも財産の交換、譲与、無償貸付けに関する条例というのが定めがありまして、その中で普通財産の交換ということで、こちらにつきましては他の同一の種類財産と交換することができるという規定になってございまして、この同一の種類って何かというと、建物は建物、土地は土地だというような考え方になるかと思えます。その要件といたしましては、まず1つ目に町において公用、公共用に供するため、例えば役場の庁舎を建てるために土地が少ないから、そこのを交換しようというような形で建てるですとか、2つ目としては国または他の地方公共団体、その他の公共団体において公用または公共に供するため普通財産を必要とするときというようなことで、この2点の要件がきちんと守られていないと交換できませんと。それで、違うことだったらきちんと議会に議決を得なさいというのがルールといたしますか、基準ということになっているところがございます。

それと、もう一点、分譲地の売却ポリシーということで前田議員から具体的に旧緑丘の職員住宅の跡地の部分ということでご指摘があったのですけれども、あその跡地につきましては、当時ウポポイが建つということで、白老町に流入の人口がかなり入ってくるであろうというようなことから、例えば共同住宅を建てられないかですとか、そういうような議論をしてあそこを売っていこうという方針で進めていったのですけれども、民間のアパートが建っていたというような状況も含めて、こういった言い方はあれなのですけれども、保留状態という形を取っております。それで、要するに町としての明確な方針ということで、町としてもたくさんの町有地があるということで、先ほど私がお答弁申し上げたのですけれども、やはりニーズを捉えた中できちんと町有地を売却していくというのは必要なこと、お金もかかることですし、むやみになかなかできないということも踏まえると、そういったニーズを踏まえた中で売却していくということなのですが、一方ではそれなら計画性がないだろうというご指摘はごもっともでございますので、現状として明確な方針というのがないものですから、その辺についてはきちんとお示しできるというか、そういった方向性で考えていきたいとは思っているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 慰霊施設の周辺整備のご質問にお答えしたいと思います。

今回町費を使って事業実施をするということでの説明をさせていただいております。こちらの対象地、そして周辺環境整備につきましては、こちらは平成28年の10月、当時の象徴空間整備に関する特別委員会の中でも同じような周辺環境整備を開設に向けて行っていくということで説明をさせていただいております。これまでも周辺の枝払いを含めて処理をさせていただいているということでございます。ご質問にありました町費で実施をすることが適正かどうかということにつきまして、これまでもこの考えにつきましては適正に実施をさせていただいているという認識を持ってございます。ただ、今回公費を使うということになりますし、地権者様は引き払いを含めてというご意向もありますけれども、アイヌ関係団体の意見を聞きながら有効活用していくことと併せて当然有価物として処理できるのであれば、そこはしっかり経費を削減できるような形に持っていければということで考えてございますので、そういう考えの中でこれから発注等を進めていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） コロナワクチンの接種関係についてです。

議員からご指摘があったように、当初ワクチンが始められていくまでの間、最近が始まって接種の状況がやり方というか、そういうのが大分浸透してきているおかげで当初よりは時間外だとかそういう部分は大きくはなっております。今は応援職員を1名入れて対応しております。今後3回目ということも言われているので、どういう形で3回目があり得るのか、その辺のところの状況を見ながら、まだ人的な補充が必要であるということならば、そこにまた応援か、しっかり職員は配置できるような体制はつくっていききたいと思います。

それから、接種の対策室の状況は、先ほども下河課長からありましたように、今の状況から

例えば11月終わりか12月までには希望者の接種は一応終わるということではその辺のところの判断かとは思っていますけれども、さらに3回目がどうなるかによっては対策室の設置は継続していかなければならない要素もあるのではないかと、柔軟にそこら辺のところは状況を確認しながら判断してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 最後になります。

まず、土地の交換について大塩企画財政課長からありました。答弁はそのとおりです。ただ、最後の2つの条件がそろわないと交換できない。その他は議会の議決を得ると言ったけれども、その他ってないのです。この2つを議会の議決が必要ですよということになっていますので、そこだけは私は言うておくけれども、もし違っていたら訂正しておかないと、もし仮にその方向性で間違っ出てきたら、これは大変なことになりますから、そこだけはきちんと整理しておいてほしいと思います。

それで、ここの関係でちょっと提言というか、これは町長に考えておいてほしいのだけれども、前段で申し上げたように白老町の経済は停滞しています。非常に厳しい。さらに、新型コロナ禍が地元業者の経営悪化に拍車をかけています。それで、この前の新聞報道でありましたけれども、9月前後に実施したコロナ禍の影響を調べるアンケート調査、私は新聞報道しか見ていませんけれども、この結果によると地元業者の経営は大打撃を受けていると。そして、町長には耳が痛いかわからぬけれども、さらにウポポイ開業の経済効果が地元波及していない実態があると。これは完全オープンしていないから、どうか分かりませんが、そういう事実。そこで、給食センターの土地に、商業地区とした場合です、地元の商売と競合する一定規模以上の商業施設が進出してきたとしたら地元業者にとっては死活問題です。それと、経済行為でありますから、そこを私は踏まえて言っていますから。だけれども、町の商業振興政策と、いろいろビジョンを出していますけれども、相反するのではないかと、こう思います。そこで、地域経済循環で町内でお金を回して活性化しなければならないのです。だけれども、よそから来た人、悪いという意味ではないです。ある程度中規模の商業者が出て商売をやった。もうけはよそに持って行ってしまいます。そうすると、なお地域にお金が回らない。やはりこの土地の利用については、前段も質問がありましたけれども、どのような緊急性があって補正したのかは定かではありません。だけれども、1週間前かな、10日前の議案説明からすればかなり後退しています。ただ、売るということは変わりませんが、その中の過程が変わってきています。いま一度立ち止まって、まちの土地利用や駅北地区のマスタープランなどをつくるか、その見合いをしながら経済団体とも話し合っ最善策を打ち出す政策判断は私は必要だと、こう思います。

次に、伐採のほうです。民有地にある財産を公費を出すのはいいかということの明確な答弁はありませんでしたから、ただ今までの慣例でやっているみたいな言い方をしているけれども、これはきちんと整理だけしておいてください。後で返事をください。

それで、アイヌ政策交付金を使うと言っていました。この交付金の相当額は当初予算で充当

しているはずなのです。ある程度枠があって。だから、予算執行残を充てるのか、あるいはまだ国から申請行為してこの額だと、そういうものは留保されているのか、あるいは交付金の追加交付が年度途中でも事業目的によっては幾らでも国は出すということなのか。これは今後も事業展開するのに非常に大事なところですから。

それと、ここです。慰霊施設は国が所管していて供用開始していますよね、もう。端的にお聞きしますけれども、今議論している整備事業を国が直接行わないでなぜ、アイヌ協会からあった。それは別にしておきます。町がアイヌ政策推進交付金を充当して町の事業として予算計上して執行しなければいけないのですか。決算委員会の中でも同僚議員もある程度言っていました。これはやっぱりきちんと整理をしなければいけないと思います。それ以上言いませんけれども。

それと、コロナの関係です。いつも私は文句は言っていないのだけれども、言い方が悪いから、文句に聞こえるのだけれども、コロナの接種です。これは副町長からも話がありましたけれども、よく私も見るのですけれども、コロナウイルスワクチン接種による現場での職員の対応が好評となっています。度々議題でも取り上げられています。私にも直接対応がよかったねとかという部分が耳に声が届いています。そこで、現場は非常に一生懸命やっています。このことの大きな要因は対策室のチームワーク力とグループリーダーの資質、指導力によるところが大きいのではないかと私は見えています。これは陰に隠れて見えませんが、そして、ワクチン接種という業務からして安全性、迅速性、効率的は言うまでもありませんけれども、仕事の展開、進行を見通して的確に段取りをしていることから、トラブルもなく確実にワクチン接種が進んでいるのではないのでしょうか。緊急事態で困難が伴う中、町民の視点に立って職員が同じ目線に向かって取り組んできた結果では、結果というか、これからもあると思いますけれども、と私は評価するものですけれども、改めて理事者の見解を伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 先ほどの条例の解釈のご質問でございました。

それで、条例上、1号、2号ということで掲げられていて、その他についてはどのような私は言い方をしたのですけれども、1号、2号に限って町のほうで交換ができるという条例の解釈になりますので、その他の言い方というのが曖昧だったということは訂正させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 慰霊施設の周辺整備のご質問でございましたが、まず今回この土地を何で町がやるのかというところのお話でございます。

こちらは慰霊施設を整備する当時の話に若干遡る必要もございますが、当時この土地所有をされている一角の土地の中で慰霊施設が整備されるということになりました。実際に当時国のほうでこの慰霊施設に必要な広さの土地については、これは国が買い上げると。ただ、この周辺の土地についてまで国としては購入することができないと。ただ、この慰霊施設を適切に運営していくためには地元の協力の中で適正な管理をしていただきたいというような国の要望が当時あったものでございます。そういう経過から、地権者様と白老町につきましては無償貸借の契約を取り交わしをさせていただきまして、適切な管理、慰霊施設がしっかり目的を果たせるための維持管理を町の負担の中で負わせていただきたいと思いますというような取り交わしをさせていただいているところでございます。土地の所有者に公費として手をかけるというところにつきましては、本来でいきますとこれは当然地権者様が自らの費用でやっていくものということで認識しているところでございますが、このような経緯の中で適切な管理を地元自治体としても貢献をしていく必要があるというようなことで対応させていただくものでございます。

交付金を使つての今回の予算化の話でございます。実際は年度当初にアイヌ政策推進交付金が交付決定を国から受けております。各自治体それぞれ申請をされている状況でございますが、国の既定予算をなかなか全て申請していただけないという状況の中で実は交付金の予算規模としてはまだ余っているという状況の中で、これは必要な状況に応じて各自治体がアイヌ政策推進交付金を使った事業が年度途中での申請が必要であれば随時受付をしていただけるというような取扱いとなつてございます。今回の交付金事業につきましても、実は処理をする際には伐木の取扱いを行う上では11月下旬から12月の冬の雪が降る前の対応が望ましいというような意見がございましたので、今回9月の補正の中で予算計上させていただきまして、この交付金の追加申請につきましても併せてさせていただくということでございます。これは国の所管施設でございますが、敷地の中の取扱い、当然管理運営含めてこれは国がやっていくものとなつてございます。その周辺環境につきましても、これまでもいろいろ町の考え方はお示しさせていただく場があったかと思いますが、これは地元自治体、そして国や北海道や白老町含めて地元としてしっかり周辺環境整備をしていくというような一環の中でさせていただくものでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） コロナワクチンの接種対応について、前田議員のほうからお話いただいたように、この大変なときに対策室を中心に、その課長を含めグループリーダー等々本当にしっかりと組織的な対応を図りながら接種対応をしていただいたとして理事者のほうも心から感謝をしたいというところでございます。ただ、そこには各課の職員も土曜日、日曜日、駐車場の整理だとか、それから中の受付対応だとか、そういったところにもたくさんの職員が入りまして支えていたということも事実ですし、何よりも町内の医療機関の皆様方がそれぞれの重要性をしっかりと認識いただいて接種に対してのご協力をいただいたことが何とか大きな事故なく、少しでも早く接種の場面をつくり出している状況であります。その辺のところは十分理事者として捉えております。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） 旧給食センターの跡地利用の件でございます。

前田議員がおっしゃったように、地元の経済活性化は私もそのとおりだと思っておりますし、貳又議員も先ほどお話をした考え方もそのとおりだと思っております。少し経緯を話しますと、旧給食センターの跡地は、給食センターが石山に移ってから建物が残っている時点から私のところにもいろんな問合せ等々が来ました。建物を利活用して商売のような形でできないかとか、NPO法人のような商売でなくても使えないかとかいろいろあったのですが、建物の古さとかいろいろな条件がかみ合わなくて、まずは建物の活用はできないということで壊しました。その後もここ一、二年ぐらい前から大型店のお話もございました、実際。私の話に来ているのは大型店、北海道では有名な大型店3店舗が白老町に進出したいというお話は事実ありましたが、先ほど大型店が来て白老町のそれぞれの商売がまた疲弊したら困る、私も同じ考えでありますので、まず大型店には売る、貸すことは白老町としてはしないという中で進んでおりました。ただ、ウポポイができてメイン通りになったものですから、やはり経済の活性化でいろんな利活用を使って行って、それは公共的でもいいですし、民間がやってくれてもいいという考えの下、いろいろ模索して、あそこで商売をやりたいという方も私のところに問合せとか相談は来たのですけれども、今でもそうなのですけれども、そういうショップをやるのだったら駅北のポロトミンタラの場合、あそこでやってほしいというのは今でもお願いはしています。ただ、それは商売をやる人の考えでありますので、いろんなところで土地利用を考えて模索しているところだと思っております。

公共施設として公共的なもので使えないかという話を内部会議で、政策過程の中ではいろんな、隣接する土地を確保して庁舎ができないか、町立病院ができないか、もしくは公営住宅ができないか、その他の施設もできないかというのを会議はずっとやってきたのですが、昨年度をもってまずはそこに投資する予算も含めて優先順位がまだまだほかに上のものがあるので、町としてはなかなかこの土地を利用して公共施設はできないという判断をさせていただきました。その中で、先ほど経済団体のお話がありました。白老町の経済団体の中には基本的には町が何も使わないのだったら利活用を民間に任せたいほうが良いというのは圧倒的な声です。ただ、それぞれの商売の利益、商売のやり方というか、同業者が来たらやっぱり困りますので、その辺は考えてもらいたいというお話もありますので、経済団体って公の会議でこの提案をしたわけではないのですが、商工会であったり観光協会であったり、その会員の中では今いろんな意味でウポポイの経済効果、またお客様が来たときにいろんな商売が考えられるから、自分たちがやりたい、もしくはどこかと手を組んでやりたいというお話がありますので、それは民衆の力でやってもらいたいというのは私の気持ちでありますので、ここにその商売が来るからといって、言葉は難しいのですけれども、うちがずっと塩漬けの土地のままにしているのはどうかという決断で、まずは第一弾に道路用地もありますので、行政財産と普通財産と分けてきちんと利活用できる体制を取ろうというので補正をまず今回は上げさせていただいて、この後公募はさせていただくのですけれども、公募の中に、前田議員もおっしゃっていたので、公募の仕

方を地元事業者、そんなのを大切にできるようなもし条件がつけられるのであれば、またそのときに考えて公募はしたいと思っておりますので、これは賛否いろいろあるかもしれませんが、まずは話はずっと前に戻りますけれども、行政改革の部分でも町有財産を使わないのであれば町民の財産として利活用するという原点に持ち帰って測量させていただき、公募はするのですけれども、公募の中身も考えていきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。

令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,543万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月3日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。

令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,492万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月3日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

○議長（松田謙吾君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議4―1をお開きください。議案第4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月3日提出。白老町長。

条文の朗読は省略いたします。

議4―3をお開きください。附則です。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（白老町企業等立地促進条例の一部改正）

2 白老町企業等立地促進条例の一部を次のように改正する。

第6条の表第3条第1号の助成の項中「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条」を「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条第1項」に改める。

議4―4をお開きください。議案説明です。白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について。

過疎地域自立促進特別措置法と同法を根拠に制定した白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例が令和3年3月31日をもって失効したところであるが、引き続き過疎地域の持続的な発展の支援等を目的に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同日公布され、同年4月1日に施行された。過疎地域に指定されている本町においても、製造業、情報サービス事業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供する設備の取得等をした場合、

地方税法第6条の規定に基づいて固定資産税の課税を免除する措置を講じ、過疎地域の自立促進、持続的発展につなげるため、改めて本条例を制定するものである。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。次条第1項において「過疎法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって白老町が定めるものに記載された産業振興促進区域（同条第4項に規定する産業振興促進区域をいう。）の持続的発展に資するため、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（同法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条第1項第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条第1項第1号において同じ。）の用に供する設備の取得等（同法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（次条第1項第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもの（取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額以上のものに限る。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に課税免除の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、当該申請を

した者に通知するものとする。

(課税免除措置の承継)

第4条 第2条第1項の規定による課税免除を受けた者から、当該課税免除に係る事業を承継した者であって、当該課税免除の対象となる施設を引き続き事業の用に供するものは、町長に届出をすることにより、当該課税免除を受ける地位を承継する。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、第2条第1項の規定による課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項に規定する課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、課税免除を受けたものと認めるとき。

(3) その他課税免除を講ずることが適当でないとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白老町企業等立地促進条例の一部改正)

2 白老町企業等立地促進条例(昭和63年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条の表第3条第1号の助成の項中「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年条例第8号)第2条」を「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(令和 年条例第 号)第2条第1項」に改める。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議6-1をお開きください。議案第6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、白老町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和3年9月3日提出。白老町長。

続きまして、議案説明、議6-2をお開きください。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、本町が同法に基づく過疎地域として公示されたことから、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、本計画は、同法第8条第7項の規定により、北海道とあらかじめ協議を行っているものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第7号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任に

つき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、本日配付の議案第7号でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月17日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町栄町3丁目2番31号、氏名、上坊寺博之、生年月日、昭和26年8月31日生まれ、70歳であります。

続きまして、議7-2の履歴調書は記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成24年10月から現在まで白老町固定資産評価審査委員会委員を継続していただいております。

続きまして、議7-3の議案説明であります。白老町固定資産評価審査委員会委員として上坊寺博之氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第7号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第8号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第8号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の議案第8号です。白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月17日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字萩野338番地111、氏名、松本功、生年月日、昭和35年11月30日生まれ、60歳です。

議8-2です。履歴調書ですが、記載の学歴、職歴、公職歴及び民間団体歴については朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成17年10月から今回提案してございます白老町教育委員会委員を継続しております。

それでは、議8-4、議案説明でございます。白老町教育委員会委員として松本功氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第8号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第7号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、報告第7号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第8号 教育行政事業執行状況報告書（令和2年度対象）
の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、報告第8号 教育行政事業執行状況報告書（令和2年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第8号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（松田謙吾君） 日程第13、認定第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上8議案を一括議題に供します。

本件については、9月10日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会吉谷一孝委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

(1)、認定第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

(2)、認定第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算認定について。

- (3)、認定第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
- (4)、認定第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算認定について。
- (5)、報告第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
- (6)、報告第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
- (7)、報告第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。
- (8)、報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

令和3年9月7日再開の白老町議会定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月14日、15日及び16日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

- (1)、認定第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

- ①、令和2年度白老町一般会計歳入歳出決算。
 - ②、令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
 - ③、令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
 - ④、令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
 - ⑤、令和2年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
 - ⑥、令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
 - ⑦、令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。
- いずれも、認定すべきものと決定。

- (2)、認定第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定。

- (3)、認定第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定。

- (4)、認定第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定。

- (5)、報告第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定。

- (6)、報告第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定。

- (7)、報告第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

- (8)、報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

て。

報告済みとすべきものと決定。

以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありました。

この委員長報告について何かご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

認定第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、共産党、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成10、反対2。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3

号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号から報告第2号、報告第3号及び報告第4号については委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第2号、報告第3号及び報告第4号について一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、第44回全国育樹祭などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第6号 出産育児一時金の増額を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第15、意見書案第6号 出産育児一時金の増額を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

なお、提出者、長谷川かおり議員が欠席のため、代読をお願いいたします。

13番、氏家裕治議員。

〔13番 氏家裕治君登壇〕

○13番（氏家裕治君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

出産育児一時金の増額を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

出産育児一時金の増額を求める意見書（案）

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっております。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出して

いる計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000円に引下げ、本来分39万円を40万4,000円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は85万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、国会及び政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 出産育児一時金の増額を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第7号 加齢性難聴者への補聴器購入のための国の
助成を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第16、意見書案第7号 加齢性難聴者への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

加齢性難聴者への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

加齢性難聴者への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）

超高齢化社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する難聴者の比率は11.3%と世界で3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%に比べ非常に低い水準となっています。その背景として、①補聴器の価格が片耳おおむね3万円から20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べて国からの補助体制が不十分であること②難聴治療に対する啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていません。

高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく所有が簡単ではありません。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

以上の状況に鑑み、国会及び政府は、高齢者が経済的理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 加齢性難聴者への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

これを議会の意思としてそれぞれの機関に送付いたします。

◎意見書案第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第17、意見書案第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国会及び政府においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第18、意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であ

る。

よって、国会及び政府においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
3. 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
4. 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
6. 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
7. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
8. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
9. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
10. 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
11. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、白老町アイヌ施策の方針（方向性）。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 8、調査結果。

本委員会は、白老町のアイヌ施策の方針（方向性）について、担当課から説明を受けて施策の取組、基本方針の改定及び今後の対応を把握し、分科会において白老モシリとの懇談を行うなど所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

まちの取組状況。

白老町アイヌ施策基本方針に掲げる目的は、1つ目「アイヌ民族の誇りを高める」、2つ目「全町民がアイヌ民族への正しい認識と理解を深める」、3つ目「互いの文化を尊重し合える社会の実現に努める」、4つ目「多文化共存による地域の繁栄を推進する」であり、これらの4つの目的を達成するため、①、アイヌ民族文化を正しく認識し尊重する社会を創造すること、②、アイヌ文化の振興と伝承に努めること、③、アイヌ民族の歴史や文化に関する教育の振興を図ること、④、産業の振興、生活環境の充実に努めること。⑤、アイヌ民族に関する行政を総合的に推進すること、を基本方針とし、この5項目の基本方針により伝承事業や調査研究等14項目の重点施策を掲げ、まちとしてアイヌ政策に取り組んでいる。

また、令和元年のアイヌ施策推進法施行により新たに市町村の取組を支援する「アイヌ政策推進交付金」が創設されたことにより、白老町においてもこれまでのアイヌ文化の振興や福祉施策に加え、地域振興や産業振興、観光振興など関係団体の意見を踏まえながら、多様な事業

展開を進める考えで交付金制度における「アイヌ施策推進地域計画」を策定し令和3年度も17事業を進めている。

課題。

アイヌ政策推進室からは、ウポポイ開業後の白老地域におけるアイヌ文化の振興や地域の関係団体等の動向を踏まえ、改めて行政による各団体支援を含めたさらなる推進の必要があるとの課題が示され、加えて町の現行方針が現在のアイヌを取り巻く状況や新法の趣旨を十分に反映できていないことから、これらの整合性を図り、より具体性を持ったアイヌ施策の展開を目的にアイヌ施策基本方針の見直しのため検討委員会が設置された。経過と今後として、第1回検討委員会は、6月29日に開催され現状課題の説明や意見交換等を行い、以後4回を予定し、関係団体及び町民からの意見等を整理しながら基本方針改定案を取りまとめる予定である。

また、白老モシリからは、伝承等は時間をかけて鍛錬が必要であり高齢化による担い手不足となっている問題や今後の自然素材を生かした商品開発等を実施する際の原料の確保が困難という危機迫った早急な対策が必要と示された。さらには白老モシリが主体とするイオル再生事業も含め町内関係団体の各事業における行政支援の在り方（文化伝承・人材育成）についても課題である。

委員会意見。

これら白老町のアイヌ施策の方針（方向性）を調査した結果、本委員会では、現在の状況に至るまでの経緯を踏まえ、議会の役割をもって、人材（ヒト）・素材（モノ）・財源（カネ）の確保の手段等を捉え、将来への展望・取組を明確にしていくことが必要であるとの意見がまとめられた。具体的な意見としては、次のとおりである。

（1）、アイヌ施策の重点項目とする、理解促進、保存伝承、活動拠点整備、権利・精神文化の継承等については、高齢化が進展する中、担い手不足等の様々な課題における対策が急務であり、基本方針の見直しを契機として白老町における伝承や儀式、さらには関係団体との連携の在り方を含め、町の姿勢を示さなければならない。

（2）、町が目指す施策の基本方針として、特にアイヌ関係者や町民との協働により、施策の推進、意識や情報などの共有化が図られることが重要であり、実効性を高めるためにもアクションプラン（実行計画等）を示し、基本方針との体系化を図ることが必要である。

（3）、ウポポイ開業後における白老町独自のアイヌ政策の視点で、アイヌ政策推進交付金を含めた交付金等の財源確保を念頭に町の財政運営も考慮し、人材育成や素材確保などの手段を捉え、基本方針を見直すべきである。基本方針案の素案が10月に示され、令和4年1月に成案化する予定であり、本委員会としても引き続き意見交換を行い、さらなる具体的な議論を深める必要がある。

9、総務文教分科会。

総務文教分科会は、一般社団法人白老モシリとの懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、下水道施設整備の現状と今後について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、

6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、担当課から下水道施設整備の現状と今後についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

白老町下水道事業の概要について。

本町の下水道施設は、昭和49年の供用開始以降、事業着手から50年以上経過しており、持続的に提供していくことが課題となっている。

これらの状況を踏まえ、白老町公共下水道事業基本計画、白老町下水道事業長寿命化計画を策定し、令和2年度からは公営企業会計へ移行し効率的な事業運営と経営基盤の安定化を図ってきた。

令和3年3月末の処理区域内人口は1万4,735人であり、行政区域内人口に対する下水道普及率は90.7%となっている。令和2年度の雨水を除いた汚水処理量は183万8,698立米であり、そのうち有収水量が142万3,922立米で有収率は77.44%となっている。

財務状況については、令和2年度から地方公営企業法全部適用へ移行し、令和2年度の総収益11億6,970万8,351円に対し、純利益は1億2,350万3,387円となり、また、総収益に対する下水道使用料は3億5,953万97円、構成比は30.7%となっている。

本町の人口減少はさらに進み、下水道施設の老朽化割合も増加していくことが見込まれることを踏まえ、令和元年度から2年度にかけて「白老町下水道ストックマネジメント計画」を策定した。

今後の施設修繕については、優先順位を設定し、一般財源の負担が最小限となるよう最適な手法による経費の合理化に努め、施設整備を進める方向である。

M I C S事業について。

し尿及び浄化槽汚泥は白老し尿処理施設で処理を行ってきたが、同施設についても老朽化が著しく、施設の改築等が大きな課題となっていた。

施設の改築等に当たっては、国の社会資本整備総合交付金や過疎対策事業債の活用が可能となったことから、下水道と汚水処理の一元化し、改築事業費や維持管理費の削減、施設運営の効率化が期待できるM I C S事業の実施を決定した。整備期間は平成29年度から令和2年度までの4か年事業とし、本施設は試験運転期間を経て、令和2年7月より供用開始している。

委員会意見。

全道町村に先駆けて整備された下水道事業は町民の生活環境改善に大きく寄与する一方、東西に長い地理的条件等による事業経費増の課題解決と、人口減少や施設老朽化への対応が急務となっている。こうした情勢を踏まえると事業の将来予測が重要となってくるが、その際には

人口減少に加え、事業利用の動向などの見通しを持った整備、更新を行っていく必要があると捉える。

また、事業運営に当たっては、経験ある職員の会計年度任用職員登用等、技術やノウハウの伝承を念頭に入れる必要があると考える。

有利な補助金制度を活用し整備されたM I C S事業を評価するとともに、事業効果を検証しつつ、繰入金負担が町財政全般に影響していることを踏まえ、経費削減と事業効率化、老朽化対策を改革の意識を持って引き続き邁進されたい。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。(2)、小委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

広報広聴研修会の開催。

8月18日にNPO法人御用聞きわらび理事長の星貢氏による「町民の声の聴き方・ワークショップ技法を活用して」と題した講演とワークショップを行った。

講演では、町民の意見を聴く手法として大きく以下の3つが挙げられた。

①、アンケート調査。

アンケート調査の実施に当たっては社会調査法に基づいた方法を理解し、母集団特性から逸脱しない集計や統計分析の基礎知識に基づく分析が必要である。

②、懇談会・意見交換会。

町や議会でも実施しているが、課題として、特定の人が長時間にわたって行政や議会の批判を繰り返し、建設的な議論とならないことが多い。発言できない参加者に不公平感が残るため、ルールづくりが必要であり、主に以下の3つのルールが有効である。

ア、尊重、発言者の意見を尊重し、批判しない。

イ、補償、発言は1人1分以内で1課題のみとするなど、他の参加者の発言時間を補償する。

ウ、天に唾する、行政・議会・個人に対しての批判に終始するケースがあるが、結局は自分に降りかかってくるだけであり、何の解決にもならないため、単なる批判は慎む。

③、個別面談方式。

多くの議員は日常的に支援者から聞き取りをしており、継続して積極的に丁寧な活動を行っていくことが大切である。砂川市では担当職員が単身高齢者や障がい者の約1,100世帯を1年半かけて聞き取り調査し施策に生かしている。発言や書くことが苦手な高齢者・障がい者にはこの方法が有効であり、行政もこのような聞き取り調査を行うべきである。

以上の3つの意見の聴き方を、対象者に合わせてどのように組み合わせて実施していくかを考えることが大切である。

ワークショップでは、「無言会議」として、カードBSとブレインライティングを実践的に行った。

ブレインライティングは、回覧板のようにアイデア発想シートを回し、前の人のアイデアを借りてさらにアイデアを広げていく方法であり、アイデアの量を確保できるほかに、全体の場で発信することが苦手な人でも気軽に参加できるメリットがある。

カードBSは、会話をせずおのおのが無言でカードに課題を記入することにより実施するため、新型コロナウイルス感染症が収まらない現状でも効果的な手法である。また、あらかじめ一つの課題に絞りテーマを設定することで、参加者から出される具体的課題を想定し、解決策を事前に用意できるメリットがある。

研修のまとめとして、今回の「人口減少によりどのような問題が起こっているか」と題しての実践では、短い時間でありながら100件以上の意見が出された。

これまでの懇談会や報告会では、町内会単位・地縁型の意見が多く、テーマ型（趣味や子育て）やコミュニティなどの意見はあまり見受けられなかったが、この手法により多様な意見が盛り込まれていることが分かる。

また、懇談の事前準備として想定問答を考える際には、ステークホルダー（利害関係者）から専門的知見を得ることが重要であり、それぞれ目的に合った意見を聞くことが、より建設的な議論となり、解決策も見つけやすくなる。

意見の分かれる案件については、基本的な知識を時代の変化に即して学び、事前準備をしっかりとおこななければ混乱を招くので、慎重に考える必要がある。

課題の解決に当たっては、問題点を明らかにしてから解決策に向かう議論が一般的だが、ファネルの法則という政策形成論の考え方にのっとり、入り口（課題）と出口（解決策）も同時に考えることも重要である。

以上のことから、議会報告会や議会懇談会開催のために基本的な考え方や、高齢者や若い人たちなどそれぞれの特性に合わせて、多様な層の方々の意見を聴くことができる手法を学ぶことができた。

（2）、小委員会。

①、議会懇談会について。

令和2年6月に「第32次地方制度調査会」の答申、同年9月に「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」が出された。

同報告書では「議会は住民自治の基盤であり、合議制の住民代表機関として、団体意志を決

定するという重要な役割を有しており、独任制の長にはない存在意義がある。人口減少社会において、地域の課題が一層複雑化する中であって、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要になる。」とされており、小委員会は、このことを重く受け止め、町民との議会懇談会の手法や日程調整を進めてきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の現状で、不特定多数の町民を参集して開催することは不適切であるとの考え方から秋の開催を見送り、今後どのような手法を用いて行うべきなのか議論を深めていく予定である。

②、多様な層との懇談。

これまで、あまり議会に参画しなかった、あるいは参加できなかった多様な層の町民との懇談などを模索し、若い世代や中・高生などを対象にコロナ禍でも実施可能なズームなどのリモート形式での懇談という案も出たが、現状ではインターネット環境が整っておらず先送りとなっている。

③、デジタル環境の早急な整備。

コロナ禍の中、世界の先進国と比べ、日本における官民のデジタル化の遅れが顕在化した。そのため、政府はポストコロナの新しい社会を目指し、デジタル改革を推進するため、2021年9月1日にデジタル庁を発足した。

白老町のデジタル化も進んでいるとは言えず、議会報告会の動画は現在ある機材を利用し何とか発信できたが、デジタル環境の整備は喫緊の課題となっている。

議会中継のクリアな映像や音声、QRコードを活用した議事録の検索方法、町民とのリモート意見交換会などの意見が多数出されたが、現在の環境では実施困難となっている。

行政は一日も早く対策を講ずるべきである。

④、議会広報の編集及び発行について。

議会だより第176号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何かご質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎政策研究会の中間報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第20、政策研究会の中間報告について、調査結果の報告を求めます。

人口減少に対応する政策研究会大淵紀夫座長。

〔人口減少に対応する政策研究会座長 大淵紀夫君登壇〕

○人口減少に対応する政策研究会座長（大淵紀夫君） 政策研究会の中間報告について。

本政策研究会は、白老町における人口減少に対応する政策研究について中間報告をまとめた

ので、その結果を次のとおり報告する。

記、1、設置目的、本町は今後も人口減少が予測されている。将来の人口減少によってまちづくりへの影響や対応していかなければならない政策を準備することが必要であり、そのための行政サービスの変化について研究するとともに、具体的な若者定住促進や行政・議会の組織体制などを研究するために設置する。

2、委員名、3、調査日程は、記載のとおりであります。

4、中間報告・経過。

政策研究会のテーマは、㊦若者定住促進のための政策研究、㊧、人口減少に対応していくための政策研究、㊨、議員の成り手不足対策のための政策研究である。

調査の視点として、人口減少に歯止めをかけ、生産年齢人口及び子育て世代を呼び込む政策研究、さらには分かりやすい政策形成過程の在り方を念頭に調査を開始し、これまで24回にわたり政策研究会を開催した。

その中で若者定住策の検討として、問題解決シート等を作成し、自由討議を重ね、政策課題と解決策を探求しながら議論を行い、結果として各メンバーから11項目50事業が提案された。

課題整理の視点としては、関係人口及び交流人口の創出のためには主に、①、町内勤務の町外居住者、②、外国人労働者（技能実習等）、③、地域おこし協力隊の活用等をピックアップした。

主要な調査としては、移住定住アンケートの実施や外国人技能実習生の現状調査、地域おこし協力隊との懇談などに取り組み、移住定住アンケート調査においては、町内企業にも協力いただき20歳から40歳代の若年層を中心に総勢522名の回答となり、そのうち207名は町外居住者からの回答が得られる結果となった。

特に町外居住者の回答では、約1割が「白老に住みたい」との意向があると確認できたことは大きな収穫であると捉えている。

また、全般的な調査過程の中では、全ての若者定住策に共通する項目として、「空き家対策」、「家賃補助制度」の課題や必要性が挙げられた。

本研究会のまとめとして、以下の項目に沿って検証した結果、これまでのまちの若者定住策としても、本町における地域貢献等の評価が高いという観点から、第1段は、「地域おこし協力隊」に着眼し、今般、中間報告するものである。

- (1)、関係人口、交流人口の増加、協力隊自身が関係人口として貢献している。
- (2)、雇用、産業を踏まえた経済効果、関連した職業への雇用が促進されている。
- (3)、費用対効果と即効性の高さ、実質町費負担がない。
- (4)、効果・結果の可視化、まちづくりに対しての貢献が形として実際に見える。
- (5)、発信力の強化、効果的なSNSの活用が広がっている。
- (6)、共生社会の実現、障がい者や高齢者の集いの場づくり、雇用確保に貢献している。

5、政策研究会の意見。

本研究会は、「地域おこし協力隊」に対する注視すべき点として、以下5点の意見をまとめ、12月の政策提言に向けてさらに議論を深めていくこととする。

1、地域おこし協力隊の中間支援組織の設置を含めた支援体制の充実を図り、まちの政策と連動した目標設定（まち、隊員の各目標）、進捗管理、組織内の情報共有を図ること。

2、協力隊制度の効果を高めるために応募者提案型や地元民間企業のニーズを反映した隊員の募集、事業者や企業とのマッチングの強化及び観光資源の効果的活用を図ること。

3、協力隊制度に関連した財源を有効活用し、担い手づくり等に関連する地方創生推進交付金やふるさと納税の活用による産業の振興と定住を促進すること。

4、町民との交流機会の促進を図り、町内会への加入や地域交流を活発にすることにより、協力隊員の活動の認知と世代間交流を促進すること。また、空き家（町営住宅）の活用も検討すべき。

5、上記に加え、今般総務省が示した方針（目標8,000人）を踏まえ、本町の協力隊員を新規4名、3年間で常駐在籍12名になるよう採用すること。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま政策研究会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第21、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

また、皆様には要望書等6件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、各議員には、その趣旨を十分に理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただきたく、お願いいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第22、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、9月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日9月18日から明年1月5日までの110日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、明日18日から明年1月5日までの110日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時09分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 貳 又 聖 規

署 名 議 員 西 田 祐 子